

季節性インフルエンザ 予防接種のお知らせ

健康推進課 ☎67・1151

◆昭和19年10月16日以前に生まれた方

千円の自己負担金で、保健センターから郵送した予防票に記載された医療機関で接種することができません。

◆市民税非課税世帯または生活保護世帯の方
季節性インフルエンザ予防接種をつけた場合、接種費用のうち千円を助成します。

申請期限 平成22年1月29日

(金)

申請場所 保健センター、東形原・西浦出張所

持ち物

・医療機関発行のインフルエンザ予防接種領収書

・印鑑

・本人名義の金融機関の通帳
(ゆうちょ銀行は除く)



女性特有のがん検診のお知らせ 乳がん・子宮がん(頸部)検診が 無料で受けられます

一定の年齢に達した女性を対象に、女性特有のがん検診事業を行っています。この機会に、ぜひ、受診しましょう。

対象者は、平成21年6月30日現在市内在住で、次の年齢に該当する方です。

◆子宮頸がん検診

平成20年4月2日～平成21年4月1日の間に、20歳・25歳・30歳・35歳・40歳になられた方

◆乳がん検診

平成20年4月2日～平成21年4月1日の間に、40歳・45歳・50歳・55歳・60歳になられた方

受診期限 平成22年3月31日(水)

※対象の方には、すでに無料検診受診票とクーポン券が送付してあります。該当する方でまだ届いていない方は、保健センターまでご連絡ください。

※対象以外の方で受診を希望される場合、2年に1回は有料で受診できますので、お問い合わせください。

健康推進課 ☎67・1151

聞こえと言葉に心配のある乳幼児の教育相談

福祉課 ☎66・1106

とき 毎週月曜日～金曜日

午前9時～午後3時30分

ところ 県立豊橋聾学校

対象児 聴覚障害乳幼児

内容

・聴力についての測定

・言葉の育て方について

・人工内耳、補聴器について

問合せ先 県立豊橋聾学校教育

相談担当 ☎0532・45

2049 FAX 0532・47

7545)

ご存じですか？裁判員制度 ～裁判員候補者へ選ばれたらご協力を～

行政課 ☎66・1155

裁判員制度は、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

市町村では、選挙人名簿から無作為のくじにより候補者予定者を選出し、選ばれた方を地方裁判所に報告します。12月頃には、地方裁判所から裁判員候補者名簿に記載されたことの通知と調査票が送付されます。(この段階ですぐに裁判所へ行く必要はありません。)

その後、裁判員制度が適用される事件ごとに、裁判員候補者名簿の中からくじで裁判員候補者が選ばれ、選ばれた方に質問票と裁判所に向く日時などが通知されます。

裁判員候補者へ選ばれたときには、ぜひ、ご協力をお願いします。

問合せ先 名古屋地方裁判所

事務局総務課広報係

☎052・203・9092

ご存じですか？検察審査会 ～検察審査員へ選ばれたらご協力を～

行政課 ☎66・1155

検察審査会は、検察官が被疑者を裁判にかけなかったこととの善しあしを審査するところで、選挙権を有する方の中から選ばれた11人の検察審査員によって構成されます。

市では、検察審査員の選定のため、前もって選挙人名簿をもとにして公平な「くじ」で検察審査員候補者を選びます。

もし、あなたが検察審査員候補者や審査員へ選ばれたときには、ぜひ、ご協力をお願いします。

問合せ先 豊橋検察審査会事務局

(豊橋市大國町110番地)

名古屋地方裁判所豊橋支部

内 ☎0532・52・328

3)

